

第1号事業 「被害者に対する電話相談及び面接相談事業」 (公1)

事業名	内 容	実施時期	支援対象者・担当者・実施要領
電話相談の実施	専用電話（電子メール、手紙及びファックスを含む。）により、犯罪により被害を受けた者及びその家族等（以下「被害者」という。）からの相談を受理し、各種情報の提供や精神的ケア等を行うことにより、被害者の抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、その回復に寄与する。	月～金 9:30～17:30 〔火、水〕 （～19:00）	ア 支援対象者 各種情報の提供や精神的ケア等を必要とする被害者 イ 担当者 犯罪被害相談員（精神科医、臨床心理士等を含む。） ウ 実施要領 ○ 各種資料の整備と提供 ○ 各種情報の提供 ○ 精神的ケア等 ○ 警察、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター及び弁護士会等、被害者支援の関係機関・団体等への紹介 ○ 面接への移行 ○ 都内以外の居住者に対しては居住地近接の被害者支援組織等の紹介等
面接相談の実施	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「法」という。）第23条第4項に基づき警視總監、道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）から情報の提供を受けた被害者や、電話相談等の結果、面接相談の必要性が認められる被害者に対して実施し、情報提供や精神的ケア等を行うことにより、被害者の抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、その回復に寄与する。	随 時	ア 支援対象者 面接相談の必要性が認められる被害者 イ 担当者 犯罪被害相談員（精神科医、臨床心理士等を含む。） ウ 実施要領 ○ 各種資料の整備と提供 ○ 各種情報の提供 ○ 精神的ケア等 ○ 警察、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、弁護士会及び病院等被害者支援の関係機関・団体等との連携 ○ 東京都が行う経済的支援制度の説明と申請書類作成の補助

第2号事業 「被害者への物品の供与又は貸与、役務の提供等による直接的支援事業」
(公1)

事業名	内 容	実 施 時 期	支援対象者・担当者・実施要領
自宅訪問や付添支援等の実施	被害者や警察本部長等の要請により、犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員が、犯罪発生後の早い時期に被害者宅や病院等を訪問して被害者に接し、被害者が抱える問題や精神的苦悩等の軽減を図り、その回復に寄与する。 被害者が刑事手続に関わる際、または各種手続を行う際に、被害に起因する精神症状や不安等により付添いを希望するときは、裁判所や検察庁など関係機関と連携を図りながら、被害者の付添いなど、必要な支援を実施する。	随 時	ア 支援対象者 身体犯、交通死亡・重傷事故等、その他理事長が必要と認める事件の被害者 イ 担当者 犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員 (以下、「犯罪被害相談員等」という。) ウ 実施要領 ○ 各種資料の整備と提供 ○ リーフレットの配付と説明 ○ 各種情報の提供 ○ 手続前後の精神的ケア ○ 自宅訪問 ○ 警察署、検察庁、裁判所等の司法機関への付添い ○ 弁護士事務所等への付添い ○ 病院等の医療機関への付添い ○ 区市町村役場等の行政機関への付添い ○ 一時居所施設への付添い ○ 犯罪被害者等給付金申請の補助 ○ 関係機関、団体等との連携

第3号事業 「犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業」（公1）

事業名	内 容	実施時期	支援対象者・担当者・実施要領
裁定申請の補助	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が、法第10条第1項の規定に基づき裁定の申請を行う場合に、その補助を行う。	随 時	ア 支援対象者 日本国内（日本国外における日本船舶及び日本航空機内を含む。）において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯等を除く。）により ○ 亡くなられた被害者の遺族 ○ 重傷病（加療1月以上かつ原則として3日以上入院）の被害を受けた被害者 ○ 身体に障害（1級～14級）が残った被害者 イ 担当者 犯罪被害者等給付金申請補助員 ウ 実施要領 ○ 犯罪被害給付制度の説明 ○ 申請先の説明 ○ 遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請書の記載要領の説明 ○ 申請に必要とされる添付書類の説明と請求時の付添い等

第4号事業 「被害者自助グループへの支援事業」 (公1)

事業名	内 容	実施時期	支援対象者・担当者・実施要領
被害者自助グループの育成と活動の支援	被害者が自らと同じような体験をした者同士と交流する場（語り合い、回復を促進する場）としての被害者自助グループを育成するとともに、その活動を支援する。	随 時	ア 支援対象者 同様の被害体験を有する者との交流を希望し、かつ被害者自助グループへの参加が被害からの回復に必要と判断される被害者 イ 担当者 犯罪被害相談員等 ウ 実施要領 ○ 交流計画の策定及び連絡 ○ 講師招致等による研修の実施 ○ 小冊子(遺族の手記)への寄稿依頼 ○ センターニュースへの寄稿依頼 ○ キャンペーン等の広報活動に対する参加依頼及びその支援 ○ 講演活動の連絡・調整

第5号事業 「関係機関・団体等との連携による被害者支援事業」（公1）

事業名	内 容	実施時期	支援対象者・実施要領
警察本部長等との連携	法第23条第4項に基づき、警察本部長等から被害者の住所、氏名、犯罪被害の概要に関する情報提供が受けられることから、当該被害者のプライバシーの保護に努めながら警察本部長等との連携を図り、効果的な被害者支援活動を実施する。 また、事件発生後、警察への届け出等をためらう被害者については、必要に応じて警視庁犯罪被害者支援室との連携を図り、管轄警察署の担当者を紹介するほか、被害者の要望する事項等を警察に連絡する。	随 時	ア 支援対象者 ○ 警察本部長等から情報提供を受けた被害者 ○ 警察への届出や連絡等をためらう被害者 イ 実施要領 ○ 警察本部長等に対する情報提供の申入れ及び警察署事件担当者等に対する情報提供の必要性の啓発活動の推進 ○ 警察本部長等から情報提供を受けた事案の被害者に対する面接相談、直接的支援の実施 ○ 警視庁犯罪被害者支援室との連携 ○ 警察署等への連絡及び付添い支援等
都内警察署単位の犯罪被害者支援ネットワークに加盟する事業者等との連携	都内警察署単位で設立されている犯罪被害者支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）に加盟する事業者等との連携により、効果的な被害者支援を行う。	随 時	ア 支援対象者 ネットワーク加盟の産婦人科病院、弁護士、工務店、鍵業者、不動産業者等による支援を必要とする被害者 イ 実施要領 ○ 警視庁犯罪被害者支援室及びネットワーク担当者への協力依頼 ○ 被害者に対するネットワーク加盟事業者等の紹介等
検察庁、裁判所、弁護士会等との連携	安心して被害者が刑事手続に関われるように関係者との連携を図る。	随 時	ア 支援対象者 検察庁や裁判所、弁護士会等へ連絡等が必要な被害者 イ 実施要領 ○ 犯罪被害者支援室や担当検察官への連絡 ○ 裁判所等への連絡 ○ 弁護士会等支援窓口の紹介 ○ 検察庁、裁判所等への付添い支援 ○ 検察庁の被害者通知制度等の教示 ○ 刑事訴訟法等の被害者保護規定の説明等

東京都との連携・協働による被害者支援	「東京都における犯罪被害者等支援業務の実施に関する基本協定書」に基づき、東京都の総合相談窓口を当センター内に設置して連携・協働による被害者支援を行う。	月～金 9:30～ 17:30 (火、水) ～19:00	ア 連携・協働対象 東京都総務局人権部 イ 支援対象者 都内在住・在勤・在学等の犯罪被害者等 ウ 担当者 ○ 犯罪被害相談員等 ○ 精神科医等 エ 実施要領 ○ 電話、ファックス等による相談及び面接 相談・直接的支援 ○ 精神科医等による精神的支援 ○ 経済的支援等に関する窓口業務 ○ 支援等に関する情報提供等 ○ 都職員等に対する研修実施 ○ 区市町村窓口訪問
区（市）及び東京都犯罪被害者支援連絡会等との連携	区（市）及び東京都犯罪被害者支援連絡会、加盟機関・団体等との連携により効果的な被害者支援を行う。	随 時	ア 連携対象 ○ 区又は市町村の担当課 ○ 東京都犯罪被害者支援連絡会 (事務局：警視庁犯罪被害者支援室) 東京都関係部局、警視庁、検察庁、都立精神保健福祉センター、東京都医師会、各弁護士会等43機関・団体 (2026年1月現在) イ 実施要領 ○ 犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画の周知徹底 ○ 活動状況の連絡等による当センターへの理解の浸透 ○ 被害者支援に関する情報交換、相互協力 特に東京都と連携した被害者支援の推進 ○ 広報活動の協力依頼 ○ 相談・支援担当者の研修の受入れ等
公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟民間被害者支援団体との連携	1 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク（以下「全国ネットワーク」という。）に加盟する民間被害者支援団体の相談員等に対し「直接的支援実地研修」を行い、被害者が全国のどこにおいても同質で適切な支援が受けられるようにする。	年 度 10回	ア 研修対象者 全国ネットワーク加盟民間被害者支援団体の相談員等 イ 実施要領 ○ 募集要領に合わせて年度10回実施 ○ 所定の研修を修了した相談員等を1～2名ずつ5日間招致し、当センター職員が行う直接的支援に同行させながら、直接的支援に関する知識、技能、心構え等を習得させる。

	2 全国ネットワーク及び加盟する民間被害者支援団体（関東甲信越ブロック）の支援員等に対し、「質の向上研修」を行い、支援の質の向上と各センター間の交流を図る。	年 度 2回 〔7月 2月〕	ア 連携対象 全国ネットワーク及び加盟民間被害者支援団体（関東甲信越ブロック）の支援員等 イ 実施要領 ○ 募集要項に合わせて年度2回実施する。 ○ 全国ネットワークより示された統一プログラムに沿って、1回につき2日間の研修を実施する。
	3 全国ネットワーク及び加盟する民間被害者支援団体との連携により、効果的な支援活動を行う。	随 時	ア 連携対象 全国ネットワーク及び加盟民間被害者支援団体等 イ 実施要領 ○ 全国研修会等への参加 ○ 相談・支援情報の交換 ○ 支援対象者の引継ぎ等、支援を通じた連携 ○ 講演会、研修会等における講師派遣等

第6号事業 「相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業」 (公1)

事業名	内 容	実施時期	研修対象者・研修実施者・実施要領
ボランティア養成研修	ボランティアに必要な基本的知識等の習得を図る。	6月中 (被害者支援セミナー) 随 時 (ステップアップ研修)	ア 研修対象者 ボランティアになろうとする者 イ 研修実施者 当センター役職員及び部外講師 ウ 実施要領 被害者支援の歴史と現状、当センターの業務内容、被害者が受ける被害の実態、犯罪被害者等基本法、刑事手続等の知識、被害者本人による講演、その他被害者支援に求められる基本的知識等を学ぶための研修を実施する。
基礎研修	電話相談、面接相談、直接的支援及び被害者自助グループへの支援を行う上での基礎的知識を習得する。	随 時	ア 研修対象者 犯罪被害相談員等、ボランティア イ 研修実施者 当センター役職員及び部外講師 ウ 実施要領 ○ 当センターの規則・規程等の内容、事業計画、被害者保護規定等、支援者に必要とされる知識及び技能の向上を図るための研修を実施する。 ○ 全国ネットワーク発刊のマニュアル等を活用して、電話相談、面接相談、直接的支援等について、支援者の技能を向上させるための研修を実施する。
実地研修	犯罪被害相談員等及び被害者支援者が電話相談、面接相談、直接的支援及び被害者自助グループ支援を行う場合に、指導者が同席又は同伴して犯罪被害相談員等及び被害者支援者への指導助言を行う。	随 時	ア 研修対象者 ○ 犯罪被害相談員等、ボランティア ○ 自治体職員、関係機関職員等 イ 研修実施者 相談支援室長、犯罪被害相談員 ウ 実施要領 基礎研修修了後に、個別指導を実施する。

継続研修	電話相談、面接相談、直接的支援及び被害者自助グループ支援を行うための指導助言（個人スーパービジョン）や研修を行い、知識や技能の向上を図る。	随 時	ア 研修対象者 犯罪被害相談員等、ボランティア イ 研修実施者 精神科医、弁護士、大学教授、臨床心理士、社会福祉士等、相談支援室長及び犯罪被害相談員 ウ 実施要領 個別研修、全体研修として実施する。
外部研修	被害者支援の関係機関・団体等の見学や他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて被害者支援に必要とされる知識及び技能を修得する。	随 時	ア 研修対象者 犯罪被害相談員等、ボランティア イ 実施要領 ○ 警視庁、検察庁及び裁判所等の見学、及び研修の受講 ○ 他の機関・団体等が行う各種研修会等の受講等
事例検討会	実際の相談事例について検討を重ね、支援者の知識及び技能の向上を図る。	随 時	ア 研修対象者 犯罪被害相談員等、ボランティア イ 研修実施者 当センター役員、精神科医、弁護士及び相談支援室長等 ウ 実施要領 相談事例及び直接的支援の実施事例を取上げ個々の事例に対する適切な相談支援要領等を検討して、被害者支援に必要とされる知識及び技能の向上に努める。

第7号事業 「被害者の実態に関する調査及び研究事業」（公1）

事業名	内 容	実施時期	実施責任者・実施要領
調査研究事業	被害者支援の関係機関・団体等が主催する各種研修会等への参加や学術書等により、効果的な支援活動のあり方を学び、研究する。	随 時	ア 実施責任者 ○ 責任者：相談支援室長 ○ 副責任者：相談支援室長代理 イ 実施要領 ○ 各種研修会及びシンポジウム等への参加 ○ 日本被害者学会、日本トラウマティックストレス学会等への出席 ○ 学術書等による研究 ○ 他団体の相談・支援結果に基づく実施要領の研究 ○ その他関係機関・団体の機関紙、刊行物及び書籍等に掲載された調査結果に基づく相談・支援要領の研究等

第8号事業 「被害者支援活動に関する広報及び啓発事業」 (公1)

事業名	内 容	実施時期	実施責任者・作成資料等
広報資料等の作成及び配布	関係機関・団体等を通じ又は各種行事や講演等の活動を利用して、機関紙、リーフレット等を配布するとともに、ポスターの掲示等を依頼する。 また、当センターのホームページに被害者支援情報を掲載して、広報啓発活動を推進する。	4, 8, 12月 6月 6月 6月 6月 5, 7, 8, 11, 1月 6, 9, 12, 3月 9月 随時	ア 実施責任者 ○ 責任者：専務理事 ○ 副責任者：総務課長 イ 作成資料 ○ 機関紙（センターニュース） 各11,000部 ○ ポスター（B2） 500枚 ○ （A3） 2,000枚 ○ （A4） 3,000枚 ○ リーフレット（一般用） 140,000部 ○ リーフレット（直接的支援用） 13,500部 ○ リーフレット（関係機関用） 4,100部 ○ リーフレット（被害者本人用） 4,100部 ○ リーフレット（遺族【子供の保護者】用） 4,100部 ○ リーフレット（被害者家族用） 4,100部 ○ リーフレット（目撃者用） 4,100部 ○ リーフレット（性被害【子供の保護者】用） 4,100部 ○ 被害者子供用小冊子 4,100部 ○ 4つ折りリーフレット 6,000部 ○ クリアファイル（A4） 30,000部 ○ 情報誌「はいからエスト」 広告掲載 各1,216,000部 ○ 情報誌「たまきたPAPER」 各13,000部 ○ 小冊子（遺族の手記集） 27,000部 ○ ホームページの更新等

広報行事の開催	被害者自助グループ及び関係機関・団体等との連携により犯罪被害者支援キャンペーンを開催し、都民に対して積極的に広報啓発活動を実施する。	11月中	ア 実施責任者 ○ 責任者：専務理事 ○ 副責任者：総務課長 イ 実施行事 「犯罪被害者支援キャンペーン」 (開催予定場所：新宿駅西口イベント広場)
その他必要と認められる広報活動	様々な機会を利用して都民や関係機関・団体等へ積極的な広報啓発活動を推進する。	11月中 随 時	活動内容 ○ 犯罪被害者週間に伴う街頭募金活動 ○ 関係機関・団体等における講演 ○ 報道機関の協力による各種広報 ○ 自治体広報紙への掲載依頼 ○ 活動報告会の開催（当センター施設の紹介及び業務内容の説明） ○ 企業、団体等への訪問活動等

第9号事業 「その他本センターの目的を達成するために必要な事業」

事業名	内 容	実施時期	実施責任者・実施要領
会員獲得に向けた積極的活動	会員・寄附の獲得のための活動を積極的に実施する。	随 時	ア 実施責任者 ○ 責任者：専務理事 ○ 副責任者：総務課長 イ 実施要領 ○ 企業訪問等 ○ 各種講演・講義等の実施 ○ センターニュースの発行（年3回） ○ 犯罪被害者支援自動販売機の設置促進及び支援企業契約の獲得